

## 懲戒処分の公表について

日 高 町 長

平成30年9月11日に発覚した比井地内避難道路整備工事における、「天路山城跡」への文化財保護法違反（文化財保護法第94条第1項）により、懲戒処分等を行ったので、下記のとおり公表します。

今後、このようなことのないよう法令遵守及び再発防止に努め、町政の信頼回復に努めてまいります。

### 記

#### 町長及び教育長の給料の減額

町 長 減給（給料の10分の1を2か月）

教育長 減給（給料の10分の1を3か月）

理 由 全体の監督責任

#### 一般職の職員の懲戒処分について

##### 1. 被処分者

教育課主事（当時教育課長）、61歳、男

(1) 処分内容：減給1か月、10分の1

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：文化財保護法違反発生時における指導監督不適正

##### 2. 被処分者

教育課主事（当時教育課副課長）、61歳、男

(1) 処分内容：減給1か月、10分の1

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：文化財保護法違反発生時における指導監督不適正

## 一般職の職員の矯正処分について

### 1. 被処分者

教育課長、60歳、男

(1) 処分内容：訓告

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：文化財保護法違反発生時における指導監督不適正

### 2. 被処分者

教育課課長補佐、50歳、男

(1) 処分内容：訓告

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：不適切な事務処理

### 3. 被処分者

総務政策課長（当時産業建設課長）、59歳、男

(1) 処分内容：嚴重注意

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：指導監督不適正

### 4. 被処分者

産業建設課長（当時産業建設課主幹）、55歳、男

(1) 処分内容：嚴重注意

(2) 処分年月日：平成30年12月19日

(3) 非違行為の概要：指導監督不適正